

酒類行政の基本的方向性

1. 国税庁の任務

- ①内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現 ②酒類業の健全な発達 ③税理士業務の適正な運営の確保

2. 酒類業界の概況

- 酒類の国内市場は量的に飽和し、全体としては縮小傾向
- 価格競争が過度にわたる場合、事業者の体力を弱める
- 近年、国内ではRTDのほか、ウイスキー、ワイン、クラフトビール等も拡大
- 日本酒、ウイスキーをはじめ、日本産酒類の海外での評価が高まり、輸出が増加。世界の食市場は今後も拡大見込み
- 差別化・高付加価値化や海外展開等で成長している事業者も少なくない
- 異業種やスタートアップ、更には海外からの参入の動きも見られる

3. 酒類業界の主な課題

(1)商品の差別化・高付加価値化

- 消費者にとって分かりやすい価値訴求
- 高付加価値に見合った価格設定
- ブランド化（個社、地域、JAPAN）
- 農商工連携、異業種連携
- 従来の枠にとらわれない新たな価値軸の展開・訴求

(2)海外需要の開拓 (インバウンド含む)

- 國際的な認知度や理解の向上
- 非日本食市場への展開
- 現地輸入・流通業者等の開拓
- 海外の事業者・消費者に分かりやすい表示・提案
- 富裕層向け
- 酒蔵ツーリズム

(3)技術の活用と人材等の確保

- 伝統技術の継承・発展
- デジタルツールの活用
- 事業承継
- 働き方改革
- 女性の一層の活躍
- 原料の確保

(4)公正取引の確保

- 「酒類の公正な取引に関する基準」や「酒類に関する公正な取引のための指針」の遵守を通じた公正取引の確保
- 適正な販売管理の確保
- (5)社会的要請への対応
- 環境負荷の低減
- アルコール健康障害対策

4. 酒類行政の基本的方向性

酒類業の事業所管官庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るために、関係省庁・機関等と連携・協調しつつ、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、適切な法執行の確保と酒類業の振興の強化（特に輸出促進）に取り組む

(1) 適切な法執行

- 免許
- 酒類業組合の監督
- 公正取引の確保
 - 深度ある取引状況等実態調査の実施
 - 問題ある事業者には厳正に対処
- 適正な表示の確保
- 品質・安全性の確保
- 資源リサイクル等の推進
- 20歳未満の者の飲酒防止対策
- アルコール健康障害対策

(2) 酒類業の振興

- 官民の適切な役割分担の下、事業者や業界団体等が創意工夫を發揮して意欲的な取組が行われるよう、サポートや環境整備に取り組む
- 制度改善や外国政府との交渉等、民間では対応できない課題に適切に取り組む
- 中小企業の経営基盤の安定に配意するとともに、酒類製造者の技術力の強化を支援

主な具体的取組

海外需要の開拓

ブランド化の推進

技術支援

- | | | | | | | |
|--------------------|------------------------|---|--------------|------------|-------------|------------|
| ○国際交渉(関税、輸入規制の撤廃等) | ○地理的表示の普及拡大 | ○先端技術等の普及の推進 <ul style="list-style-type: none">▪ 事業者の指導、相談対応▪ 鑑評会や研究会等の開催 | | | | |
| ○輸出手続の迅速化・簡素化 | ○ワインの表示ルールの定着 | ○放射性物質に関する安全性の確認 | | | | |
| ○販路開拓支援 | ○日本酒のブランド戦略検討会 | ○HACCPの義務化への対応を支援 | | | | |
| ○国際的プロモーション | ○モデル事例の構築支援 | ○酒類総合研究所の取組 | | | | |
| ○酒蔵ツーリズムの推進 | ○業界団体の取組(近代化事業等)を支援 | <table border="1"><tr><td>▪ 先端技術等の研究開発</td></tr><tr><td>▪ 酿造技術者の育成</td></tr><tr><td>▪ 講師・審査員の派遣</td></tr><tr><td>▪ 輸出促進への貢献</td></tr></table> | ▪ 先端技術等の研究開発 | ▪ 酿造技術者の育成 | ▪ 講師・審査員の派遣 | ▪ 輸出促進への貢献 |
| ▪ 先端技術等の研究開発 | | | | | | |
| ▪ 酿造技術者の育成 | | | | | | |
| ▪ 講師・審査員の派遣 | | | | | | |
| ▪ 輸出促進への貢献 | | | | | | |
| | ○政府全体の中小企業向け施策の周知と活用促進 | | | | | |